平成２４年（フ）第２５２号
茨城県那珂市静761番地
債務者　門口かおり
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２６６号
茨城県水戸市石川１丁目3835番地の71　市営西堀原住宅７棟１Ｆ２号
債務者　石塚加代子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２６９号
茨城県水戸市河和田３丁目2352番地の４
債務者　栗原久美子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２７６号
茨城県水戸市見川３丁目599番地の１　ステージ見川Ｂ棟102号、旧住所茨城県笠間市住吉1522番地７
債務者　武石　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４７号
茨城県結城郡八千代町大字新地新田20番地11
債務者　坂野　啓子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１４９号
茨城県桜川市本木2088番地１
債務者　市塚明珠こと　金　　明珠
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１５０号
茨城県桜川市本木2088番地１
債務者　塩川英子こと　姜　　英子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１５１号
茨城県桜川市真壁町椎尾2754番地
債務者　柳沢　　輝
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１５４号
茨城県坂東市大馬新田甲137番地
債務者　高田　波子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１６０号
茨城県下妻市高道祖31番地６
債務者　鈴木　　博
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５６号
千葉県勝浦市川津16番地　寿海コーポ203号
債務者　白石　憲子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
千葉県茂原市小林2885番地１　ル・ミエール新茂原101号
債務者　石野　康典
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
千葉県長生郡長生村薮塚461番地
債務者　根本　康子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
千葉県茂原市萱場1876番地22
債務者　金坂陽子・金坂翠瓊こと　江　　翠瓊
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
岐阜県各務原市前渡東町５丁目22番地１
債務者　飯沼　文子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２３７号
岐阜市朝霧町43番地　藤栄ビル303号室
債務者　植村　忠文
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４５号
三重県名張市南百合が丘95番地
債務者　辻本　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２２８号
滋賀県草津市上笠１丁目10番９号
債務者　岡田　直人
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
大津地方裁判所民事部